

2025 年 5 月 7 日

**郵送開示における「本人確認書類の変更」および「開示手数料の引き下げ」のお知らせ**

このたび、当社ではお客さまの信用情報の保護のため、郵送開示の申し込み時の本人確認書類について「住民票」の原本または「印鑑登録証明書」の原本の送付を必須とさせていただくことといたしました。

また、第三者への信用情報の開示についてのお詫びとお知らせ（調査結果に関する続報）にてご案内のとおり、2025年4月26日（土）よりインターネット開示サービスを休止させていただいている関係上、開示手段が郵送開示のみとなっております。

上記を踏まえ、インターネット開示再開までの間、郵送開示の手数料を以下のとおり引き下げます。

消費者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

**1. 郵送開示申込時に必要な本人確認書類**

**(1) ご本人からの申込みに必要な本人確認書類の変更**

変更前	変更後
本人確認書類 2 点	<p><b>本人確認書類 2 点</b>  <u>(2 点のうち、1 点は本籍地・個人番号の記載がない「住民票」の原本、または「印鑑登録証明書」の原本であること)</u>  <b>[発行日から 3 ヶ月以内のもの]</b></p>

※代理人による郵送開示申込み時に必要な本人確認書類につきましても、各種原本のご提出を必須とさせていただきます。詳細は次ページをご覧くださいませようお願いいたします。

**(2) 運用開始日**

2025 年 5 月 15 日（木）消印分のお申込みから上記変更を適用させていただきます。

**2. 郵送開示手数料の引き下げ**

**(1) 変更内容**

変更前	変更後
1,500 円	<b>500 円</b>

※コンビニチケットは、2025 年 5 月 15 日（木）から新料金で発券いたします。

**(2) 変更期間**

2025 年 5 月 15 日（木）消印分の申込みからインターネット開示再開まで

※インターネット開示の再開時期は、あらためて当社ホームページにてお知らせします。

以上

【別紙】

1. 代理人からの郵送開示申込時に必要な本人確認書類の変更内容

(1) 任意代理人からの申込みに必要な本人確認書類の変更

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任者の印鑑登録証明書(コピー可) [発行日から3ヶ月以内のもの]</li> <li>・委任者の本人確認書類1点</li> <li>・任意代理人の本人確認書類2点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>委任者の「印鑑登録証明書」の原本</b> [発行日から3ヶ月以内のもの]</li> <li>・委任者の本人確認書類1点</li> <li>・任意代理人の本人確認書類2点</li> </ul>

(2) 法定代理人からの申込みに必要な本人確認書類の変更

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理人の本人確認書類2点</li> <li>・法定代理人であることが確認できる書類 [発行日から6ヶ月以内のもの]</li> <li>① 親権者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄抄本(コピー可)</li> </ul> </li> <li>② 未成年後見人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄抄本(コピー可)</li> <li>・家庭裁判所の決定した証明書類</li> </ul> </li> <li>③ 成年後見人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局の登記事項証明書(コピー可)</li> <li>・家庭裁判所の決定した証明書類</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>法定代理人の本人確認書類2点</b> <b>(本籍地・個人番号の記載がない「住民票」または「印鑑登録証明書」の原本1点およびその他の本人確認書類 各1点)</b> <b>[発行日から3ヶ月以内のもの]</b></li> <li>・法定代理人であることが確認できる書類 [発行日から6ヶ月以内のもの]</li> <li>① 親権者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>「戸籍謄抄本」の原本</b></li> </ul> </li> <li>② 未成年後見人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>「戸籍謄抄本」の原本</b></li> </ul> </li> <li>③ 成年後見人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>法務局の「登記事項証明書」の原本</b> <b>※登記等の手続中で各証明書が取得できない場合は、コールセンターまでご相談ください。</b></li> </ul> </li> </ul>

(3) 法定相続人からの申込みに必要な本人確認書類の変更

◀戸籍謄抄本をご用意いただく場合▶

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定相続人の本人確認書類2点</li> <li>・法定相続人であることが確認できる書類</li> <li>① 戸籍謄抄本一式(コピー可) [発行日から3ヶ月以内のもの]</li> <li>② 相続関係説明図(系図)※ ※申込者が配偶者・子の場合は不要</li> <li>・開示対象者が亡くなったことが確認できる書類</li> <li>① 戸籍謄抄本[除籍記載](コピー可)</li> <li>② 死亡診断書(コピー可)</li> <li>③ 死体検案書(コピー可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>法定相続人の本人確認書類2点</b> <b>(本籍地・個人番号の記載がない「住民票」または「印鑑登録証明書」の原本1点およびその他の本人確認書類 各1点)</b> <b>[発行日から3ヶ月以内のもの]</b></li> <li>・法定相続人であることが確認できる書類</li> <li>① <b>戸籍謄抄本一式の原本</b> [発行日から3ヶ月以内のもの]</li> <li>② 相続関係説明図(系図)※ ※申込者が配偶者・子の場合は不要</li> <li>・開示対象者が亡くなったことが確認できる書類</li> <li>① 戸籍謄抄本[除籍記載](コピー可)</li> <li>② 死亡診断書(コピー可)</li> <li>③ 死体検案書(コピー可)</li> </ul>

◀法定相続情報一覧図をご用意いただく場合▶

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定相続人の本人確認書類2点</li> <li>・法定相続情報一覧図(コピー可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>法定相続人の本人確認書類2点</b> <b>(本籍地・個人番号の記載がない「住民票」または「印鑑登録証明書」の原本1点およびその他の本人確認書類 各1点)</b> <b>[発行日から3ヶ月以内のもの]</b></li> <li>・<b>「法定相続情報一覧図」の原本</b> <b>[発行日から3ヶ月以内のもの]</b></li> </ul>